

			都市公園条例						
種類			使用料						
			単位	期間	金額（現行）	令和8年度	令和9年度		
法第7条第1項第1号に掲げる工作物 「電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの」	電柱	本柱 支柱、支線柱及び支線	1本	1年			円		
		支柱、支線柱及び支線			3,400	3,600	3,600		
	電話柱	本柱 支柱、支線柱及び支線			-	1,800	1,800		
		支柱、支線柱及び支線			1,980	2,100	2,100		
	共架電線その他上空に設ける線類				-	1,050	1,050		
	地下電線その他地下に設ける線類		長さ1メートル	1年	20	21	21		
					10	12	13		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所				3,000	3,600	4,200		
法第7条第1項第2号に掲げる工作物 「水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの」	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル	1年	-	88	88		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				100	120	130		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				150	180	190		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				200	240	250		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				-	380	380		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				400	480	510		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				-	880	880		
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの				1,000	1,200	1,300		
	外径が1.0メートル以上のもの				2,000	2,400	2,500		
法第7条第1項第3号に掲げる工作物 「通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの」	通路、公共駐車場その他これらに類する施設		占用面積1平方メートル	1年	-	2,500	2,500		
	鉄道、軌道その他これらに類する施設				-	4,200	4,200		
法第7条第1項第4号に掲げる工作物 「郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所」	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	1年	1,300	1,560	1,800		
	公衆電話所				3,000	3,600	4,200		
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令12条第2項第9号に掲げる施設 「非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物」「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設」			占用面積1平方メートル	1月	300	360	420		
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物 「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」			占用面積1平方メートル	1月	1,100	1,100	1,100		
令12条第2項第1号に掲げる施設	標識のみ	1本	1年		2,400	2,880	3,400		
令12条第2項第2号に掲げる施設	防火用貯水槽で地下に設けるもののみ	占用面積1平方メートル	1年		1,000	1,000	1,000		
令12条第2項第2号の3に掲げる施設 「水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの」			占用面積1平方メートル	1年	1,000	1,000	1,000		

令12条第2項第3号に掲げる施設 「橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの」	占用面積 1平方 メートル	1年	2,000	4,200	4,200
令12条第2項第4号に掲げる施設 「索道及び鋼索鉄道」	占用面積 1平方 メートル	1年	3,000	3,000	3,000
令12条第2項第5号に掲げる施設 「警察署の派出所及びこれに附属する物件」	占用面積 1平方 メートル	1年	3,000	3,000	3,000
令12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設 7号「工事用板塀い、足場、詰所その他の工事用施設」 8号「土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場」	占用面積 1平方 メートル	1月	1,100	840	840
競技会・集会・展示会・博覧会その他これらに類する催し	1件	1日	1,000	1,000	1,000
行商・ボックス等	占用面積 1平方 メートル	1日	200	200	200
業として写真を撮影するもの	1か所	1日	1,000	1,000	1,000

備考 公園占用に係る使用料の算定基礎、占用物件の分類については池田市道路占用料条例（昭和60年池田市条例第14号）の例による。